

北都計審収第6号  
令和8年2月6日

北本市長 三 宮 幸 雄 様

北本市都市計画審議会  
会長 福 島 忠 夫



北本市都市計画マスタープランの改定について（答申）

令和7年7月10日付け北都都発第47号で諮問のありました件について、当審議会で慎重に審議した結果、下記の意見を付した上で適当と認めます。

記

- 1 北本市の特徴の一つである緑地は、近年減少傾向にあり、その保全・活用が課題となっている。特に下石戸1丁目、緑3丁目の市街化調整区域では、今後都市計画道路西仲通線の整備が進むことから、必要な都市基盤整備を進め、適切な土地利用を図る必要があるが、これに合わせ、公園や緑地についても地区計画等を活用し、一定規模以上確保する等、環境面への配慮を行うまちづくりに努められたい。
- 2 本マスタープランに基づくまちづくりを進めるためには、市民の理解が必要不可欠である。改定後も市民や関係団体に対して内容を丁寧に周知・説明し、理解の促進を図り、より良いまちづくりに努められたい。

以上